

公益社団法人徳島県看護協会理事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県看護協会（以下「本会」という。）の定款第31条の規程に基づき、常勤理事の報酬及びその支給基準について必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程における理事報酬とは、本会が理事に対し、理事としての職務執行の対価として支給するものをいう。

2 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とし、対面勤務およびテレワーク（在宅勤務等）により、週3日以上職務に従事する者をいう。ただし、テレワークによる勤務は全勤務日の概ね3分の1を限度とする。

(決定機関)

第3条 理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、その職務等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(報酬の種類)

第4条 理事報酬は、月額基本報酬、役位手当、通勤手当、住居手当、期末手当、退職慰労金とする。

2 理事報酬総額は、1,500万円とする。ただし、総額には理事1名分の退職慰労金を含むものとする。

3 通勤手当、期末手当は、職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給する。

4 職員兼務理事の報酬は、その兼務の状況により、理事報酬と職員給与に区分をし支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(報酬の支給と控除)

第5条 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、当月分の報酬は日割計算により支給するものとする。

2 月額報酬は、その勤務実態に応じて、職員給与の支給基準に準じて支給する。

3 役員の通勤手当は、その通勤実態に応じて、職員給与の支給基準に準じて支給する。

4 税金、社会保険料の控除等は、毎月の報酬から控除して支給する。

(給与の支給日)

第6条 役員の給与（期末手当を除く。）は、歴月計算をし、職員給与の支給日に支給する。

2 期末手当は、その支給期が6月の場合は、6月20日に、その支給期が12月の場合は、12月20日に支給する。

3 前各項による支給日が休日にあたる場合は、その前日に支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金は、退任時の基本報酬月額に在職年数を乗じて得た額に100分の80を乗じた額を支給する。

3 計算した在職期間に1年に満たない端数のある場合は、1か月につき12分の1を加算する。ただし、1か月未満の端数は、15日をもって1か月に繰り上げ、14日をもって切り捨てる。

(協議事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事報酬に関し必要な事項は、理事会において協議し、決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年7月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

<別表>

1. 基本報酬月額

号	金額	役職
第1号	240,000円	代表理事
第2号	230,000円	業務執行理事（専務理事）
第3号	230,000円	業務執行理事（常任理事）

※月額報酬は、常勤理事のうち週3日以上勤務者に支給する。

2. 役位手当

号	金額	役職
第1号	50,000円	代表理事
第2号	50,000円	業務執行理事（専務理事）
第3号	40,000円	業務執行理事（常任理事）